金融機関商品名	

岡山県信用保証協会 御中

令和　　年　　月　　日

提携保証（はばたき・かがやき）チェック票

下記の申込人に対し、審査の結果、資格要件を具備し融資を適当と認めますので、信用保証を依頼します。

金融機関本・支店名 部・支店長名　　支店長印	担当者	
申込人		

下記の全項目が適格であります。	判　定
「はばたき」は1.～7.が適格であること。 「かがやき」は1.～10.が適格であること。	（○印）
1．岡山県内に住所または主たる事業所を有し、保証申込の直前に連続して１年以上事業（保証対象業種）を営んでいる中小企業者である。	適
2．貸付金額が直近決算書の月商３か月分以内である（設備を除く。）。	適
3．旧債（プロパー、保証付き共）振替に該当しない（ただし、提携保証（はばたき）を除く。）。	適
4．当行の既存貸付金に延滞がなく、当行の保証付貸付金が事故報告書提出事由に該当しない。	適
5．手形不渡（でんさいの支払不能処分を含む。）後６か月以内又は銀行取引停止処分中（でんさいの取引停止処分を含む。）でない。	適
6．破産、特別清算、会社更生、民事再生（再生計画等の遂行中を含む。）等法的整理の手続中であることが明らかでない。	適
7．反社会的勢力でない。金融斡旋屋等の第三者介在がない。	適
（かがやきチェック事項） ※特例（別枠）保証である「かがやき」を申込する場合は、下記の項目が適格であること。 （10.については①、②のどちらに適格か。適格事由も○印をすること）	判　定 （○印）
8．岡山県信用保証協会提携保証（はばたき）取扱要綱第6条第2項記載の要件を満たしている。	適
9．当行の与信取引が1年以上である。	適
10．主力取引金融機関であるか否かの金融機関の申告。	
①当行は主力取引金融機関である。	適
a.預貸状況から明らかに主力取引金融機関である。	適
b.預貸状況からは明らかではないが主力取引金融機関である。	適
②当行は主力取引金融機関ではない。	適

（様式Ａ－82号）